

告発通知

貴殿が以前に購入した非合法わいせつ物（無修正等）及び児童ポルノの販売業者が我々の働きかけにより、警視庁に摘発されました。

今回、性犯罪撲滅のため購入者に対しても事件証拠（購入履歴等）を提出し刑事告発及び民事訴訟の手続きを行います。

購入者も共犯者であり女性や児童に対するこのような行為は非人道的であり絶対許されません。

告発された場合、警視庁及び管轄警察署にて刑事事件として取り扱われます。

児童買春・児童ポルノ 禁止法第7条（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）

1、児童ポルノを製造、購入、所持、運搬、輸入、輸出した者も同項と同様とする。

刑法175条（非合法わいせつ物所持を禁止する法律）

1、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布、購入、所持した者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

貴殿が購入、所持されたものは刑法、条例に違反しているため刑事告発を行います。

ただし今後一切このような事をしないと約束の上で被害者にたいして反省できるのであれば告発取り下げも可能です。

反省の上で告発を取り下げたい方は、平成25年12月13日迄に当方までご連絡下さい。

期日を過ぎた場合、いかなる場合であっても事件証拠を提出し告発いたします。

東京都新宿区西新宿 8-12-1 ダイヤモンドビル 4F

まごころ法律事務所 代表弁護士 光永 明

連絡先 03-4431-1671 受付時間 平日 10時00分～17時00分まで